

前橋市監査委員公表第13号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年8月24日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美咲子

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年5月8日～6月23日
措置通知書提出日 令和5年8月16日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市スポーツ推進委員会】</p> <p>1 補助金交付事務について（指摘事項） (1) 事業実施期間内の経費の支払について 令和4年度スポーツ推進委員会運営補助金において、事業の実施予定期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までとした交付申請を行い、また、実績報告においても、事業実施期間を同様の期間としていたが、令和5年4月に支払った経費を含めて報告していた。 事業実施期間を令和5年3月31日までとしていること、また、補助金交付要項の効力は年度終了とともに失われることから、実施期間内に事業に要した経費の支払を行い、事業を終了するよう改善されたい。</p> <p>2 物品購入事務について（要望事項） (1) 競争性を確保した物品購入について 見積金額が1,222,100円のユニフォーム購入について、1者の見積りのみにより発注していた。 市が物品購入する際は、物品購入等契約事務取扱要領第4条第3項により、予定価格が80万円以上のときは、指名業者等の選定数を4業者以上と規定している。 当該委員会の事務局はスポーツ課が担当していること、また、ユニフォームの購入に係る経費の財源として、市からの補助金が全額充当されていることを踏まえると、1者による随意契約は好ましくないため、市の物品購入等契約事務取扱要領を参考に、競争性を確保した物品購入となるよう検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：スポーツ課】</p> <p>1 補助金交付事務について（指摘事項） (1) 補助金額の確定について 令和4年度スポーツ推進委員会運営補助金は、同委員会から提出された実績報告書により補助金額を確定したが、令和5年度に支払った経費を含めて補助対象としてい</p>	<p>監査結果を会長以下事務職員に周知するとともに、事業実施期間内に事業に要した経費の支払を行い、事業が終了したことを事務局担当と係長でダブルチェックし、確実に改善できる対応を行った。</p> <p>ユニフォーム及び物品の購入については、前橋市契約規則及び前橋市物品購入等契約事務取扱要領に準じ、予定価格に応じた業者数の選定を行うとともに、指名競争入札を行い、適正な契約事務を行うよう改善することを決定した。</p> <p>補助金額の確定については、改めて補助金等交付規則、補助金交付要項を確認するとともに、チェックリストに実績報告書に記載された事業実施期間内に会計処理が行われているかを追記</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>た。</p> <p>補助金額の確定に当たっては、補助金等交付規則、補助金交付要項にのっとり、事業の実施及びその経費の支払が、実績報告書に記載された期間内に行われているかなどについて、適正に審査するよう改善されたい。</p>	<p>し、実績報告書に記載された内容を適正に審査できるよう改善した。</p>

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年5月8日～6月23日

措置通知書提出日 令和5年8月16日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋花火大会実施委員会】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 委託金額の訂正について</p> <p>第66回前橋花火大会廃棄物収集運搬処理事業の業務委託請書において、提出された請書の委託金額が砂消しで訂正されていた。</p> <p>委託金額を砂消しで訂正することはできないことから、前橋観光コンベンション協会契約規程の趣旨にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：観光政策課】</p> <p>1 補助金交付事務について（要望事項）</p> <p>(1) 補助金充当先の確認について</p> <p>前橋花火大会事業補助金において、補助金交付要項で交付申請時及び実績報告時に提出を求めている収支予算書及び収支決算書について、要項から逸脱した経費がないかの確認は行っているとのことだが、補助金をどの経費に充当しているかの確認は行っていなかった。</p> <p>補助事業者に対して、補助金の充当先を明記した書類を提出するよう指導するとともに、より適切な補助金審査事務を実施するよう努められたい。</p>	<p>業務委託請書について、委託金額を砂消し等で訂正されたものを受理しないよう、監査結果を実施委員会副会長以下担当まで回覧し、周知徹底した。</p> <p>補助金を交付するに当たり、要項を改正し、補助金申請時及び補助金確定時に、補助金の充当先がわかるよう、収支予算書及び収支決算書に記載を求めることを決定した。</p>